

港区将来ビジョン策定支援業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

港区将来ビジョン策定支援業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

港区役所では、令和8年度末までを計画期間として「大阪市港区まちづくりビジョン」を策定し、港区がめざすまちづくりの方向性を示すとともに、各種の取組みを実施している。

計画期間の終了に伴い、次期将来ビジョン（計画期間：令和9年4月から令和13年3月まで）の策定が必要となることから、港区の現状や大阪府市の施策動向などの関連情報を調査・分析し、当区の将来像及び「大阪のニシ」の玄関口として発展するための構想を描き、区が抱える各種の現状課題を精査するとともに、それらに対する効果的な解決策を明確化した後に、次期将来ビジョンとして体系的にまとめることが本事業の目的である。

この目的を達成するため、受注者が持つまちづくりに関するノウハウや、調査・分析に関する幅広い知識・経験、および専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

（2）業務内容

港区将来ビジョン策定支援業務（詳細は別紙「業務委託仕様書」のとおり）

（3）事業規模（契約上限額）

3,080,000円（消費税等を含む）

（4）契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙「業務委託契約書」参照

（4）契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除
保証人 不要

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類） 01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録されていること
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 企画提案時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 直近 1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税の未納がないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと
- (8) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること

5 スケジュール

・公募開始	令和 8 年 2 月 3 日
・質問受付締切	令和 8 年 2 月 13 日
・質問に対する回答	令和 8 年 2 月 20 日
・参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 2 月 26 日
・参加資格決定通知	令和 8 年 3 月 2 日
・企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 9 日
・企画提案会（プレゼンテーション）	令和 8 年 3 月 17 日
・選定結果通知	令和 8 年 3 月 23 日
・契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月中旬頃
・事業完了	令和 9 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間
令和 8 年 2 月 3 日から令和 8 年 2 月 13 日 17 時まで
 - イ 提出書類
公募型プロポーザル質問票（様式 1）
 - ウ 提出方法
電子メールにより提出すること。（宛先：tg0001@city.osaka.lg.jp）
電話や口頭での質問は受け付けない。
なお、メールの件名は、「港区将来ビジョン策定支援業務委託に関する質問」とし送信後に必ず電話で受信確認すること。（8 その他（2）発注先を参照）
- (2) 質問的回答
 - ア 回答日
令和 8 年 2 月 20 日（質問及び回答は、港区役所ホームページで公開する）
公開 URL <https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-4-0-0-0-0-0-0.html>
- (3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間
公募開始日から 2 月 26 日まで

(土日祝を除く平日の 9 時から 12 時、13 時から 17 時)

イ 提出書類

- ① 参加申請書（様式 2）
- ② 誓約書（様式 3）
- ③ 事業者の概要（様式 4）
- ④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- ⑤ 印鑑証明書（申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本）

ウ 参加資格決定通知

参加資格審査後、令和 8 年 3 月 2 日に送付により通知する。

(4) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 9 日まで

(土日祝を除く平日の 9 時から 12 時、13 時から 17 時)

イ 提出書類

企画提案書及び業務委託料算定書（様式 5）を提出すること。

なお、企画提案書は A4 サイズ縦でカラー・片面印刷、左側綴じで全 12 頁をフラットファイルに綴って提出すること。構成は下表のとおりとする。

ページ番号	内容
1	与件の整理
2～3	公表情報から見た大阪市港区の人口動態の特色・傾向など (貴社の分析を簡潔に記載願います)
4～6	大阪市港区の地域特性と課題、行政への役割・期待について (貴社の考えを簡潔に記載願います)
7～8	作業スケジュール (月単位で記載・各月のポイントを必要に応じて補記)
9	実施体制、及び予定する主担当者の経歴・実績
10～11	本件類似事例の受託実績（最大 3 件） (発注元、時期、事例の概要、貴社の役割と貢献などが分かる ように記載願います。なお、同様の実績が複数ある場合は、本 件業務と類似性が高いもの、最近のものを優先するように記載 してください。)
12	本件受託にあたっての貴社ならではの強み

(注意事項)

※業務委託料算定書は、企画提案書の末尾に綴ること。

※ファイルの表紙及び背表紙に「港区将来ビジョン策定支援業務委託公募プロポーザル提出書類」と記載すること。

※正本のファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入すること。

※提出書類（ファイル含む）への事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないこと。参考資料等に事業者名・事業者名を推察できるような情報等の表示があれば、黒塗りするなど事業者が推定できないようにすること。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 7 部、及び提出書類（副本）の電子データ

※電子データは、PDF 形式での提出とし、副本と同様、応募事業者名の削除、応募事業

- 者名が推察できる情報等の表示の黒塗りなどを行うこと。
- エ 提出方法
- ファイルに綴った正本及び副本：持参
副本の電子データ版：メール送信
※電子メール送付の際は、件名を【企画提案書：港区将来ビジョン】（応募事業者名）
とし、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが10MBを超えるとメールを受信できないため、留意すること。
- オ 提出場所
- 〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25（港区役所6階62番窓口）
大阪市港区役所総務課（総合政策） E-mail : tg0001@city.osaka.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) 選定基準（配点割合（合計100点））

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容		本件業務に関する理解度	15点
		分析力	25点
		説明・表現力	10点
業務実施 体制	実施体制	体制・スケジュールの妥当性	15点
	同種・類似業務の実績	類似実績の内容等	15点
プレゼンテーション		質疑応答の的確性、 本件業務への関心度・積極性	15点
積算の妥当性		費用積算根拠の妥当性	5点
合計			100点

(2) 選定方法

- ア 企画提案の審査は、外部委員で構成される「港区将来ビジョン策定支援業務委託先選定会議」を行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に基づき、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ウ 選定会議（プレゼンテーション）
開催日時：令和8年3月17日午後 ※時間等は電子メールにて別途、連絡する。
プレゼンテーションに参加できる上限は3名とする。
提出した副本に沿って、プレゼンテーションを行うものとする。
(説明10分以内、質疑応答10~15分を基本とする)
- エ 選定委員は、3名とし、委員1名あたりの評価点は100点とする。
全委員による評価点の平均が60点を下回った場合は選定対象としない。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、「分析力」の評価点（選定委員の評価点の合計）が最も高い企画提案者を優先交渉権者とする。
それでもなお、同点の場合は、「プレゼンテーション」「同種・類似業務の実績」の順で、評価点が一番高い事業者を優先交渉権者とする。なお、上記3項目において全て同一の点数となった事業者が複数いる場合は、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知及び公表
評価結果及び選定結果は、決定後、全ての参加者に通知し、また、港区役所ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。
 - キ 優先交渉権者として選定されたものは、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じることとし、その間の費用は受託者の負担とする。
 - ク 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画手案による委託業務の執行は行わない。（契約の締結をする時期は、令和8年度予算が成立した後とする）
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。
- (2) 発注者（提出先及び問い合わせ先）
〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25 大阪市港区役所総務課（総合政策）
TEL：06-6576-9683／FAX：06-6572-9511／E-mail：tg0001@city.osaka.lg.jp